

農業用ハウス等を再建、修繕等したい

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業支援者型）

台風第15号により被害を受けた農業者の早期の営農再開を図るため、農業用施設・機械の再建、修繕及び撤去に要する経費を補助します。

助成対象者

台風15号により被災し、農業用施設・機械の復旧を行い、営農を再開する農業者の方

対象内容

- 農産物の生産に必要な施設並びにその付帯施設の再建・修繕や農業用機械の修繕・取得に係る費用
(施設の復旧等と併せて行う、被災した施設の撤去費用を含む)
- 生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入費

被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。

※施設等の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書き物や写真、発注書、納品書、請求書、領収書などの書類が必要となります。

※機械や施設は、被災当時、経営の用に供されていたものに限りです。

※トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等は助成の対象外です。

※修繕可能なものは、再取得よりも安価な修繕費用が補助対象です。

【お問合せ】

市川市 農業振興課 (047-711-1141)

補助率

農業者の負担が1／10となるように国・県・市で補助を行います。

(補助内訳)

国：3／10 県：4／10 市：2／10

上記を基本として、共済金の額に応じて国及び県の補助率が変動します。

※補助対象事業費が20万円以下の場合、県の助成はありません。

利用要件

園芸施設共済の引き受け対象となる施設の再建と修繕などを行う場合、その施設を含む全施設について、園芸施設共済等への加入が必須となります。

※園芸施設共済等へ加入しない場合は、当該事業の対象とはなりません。

提出書類

① 台風（第15号）による農業施設等の被害に係る支援事業要望調査票

内容は漏れなく記入いただくようお願い致します。

連絡先には、日中に連絡のつく番号の記入をお願い致します。

② 被災金額と内容の分かる見積書

これから工事を発注する方は、契約書・発注書・請求書・領収書などの写し、

修繕等が完了している方は、被完成写真・契約書・発注書・請求書・領収書

③ 施設の被害状況がわかる写真

施設全景及び周囲の状況のわかる写真、作業日誌など。

④ 園芸施設共済の加入状況がわかる書類

提出締切：11月13日（水）